

令和5年度版



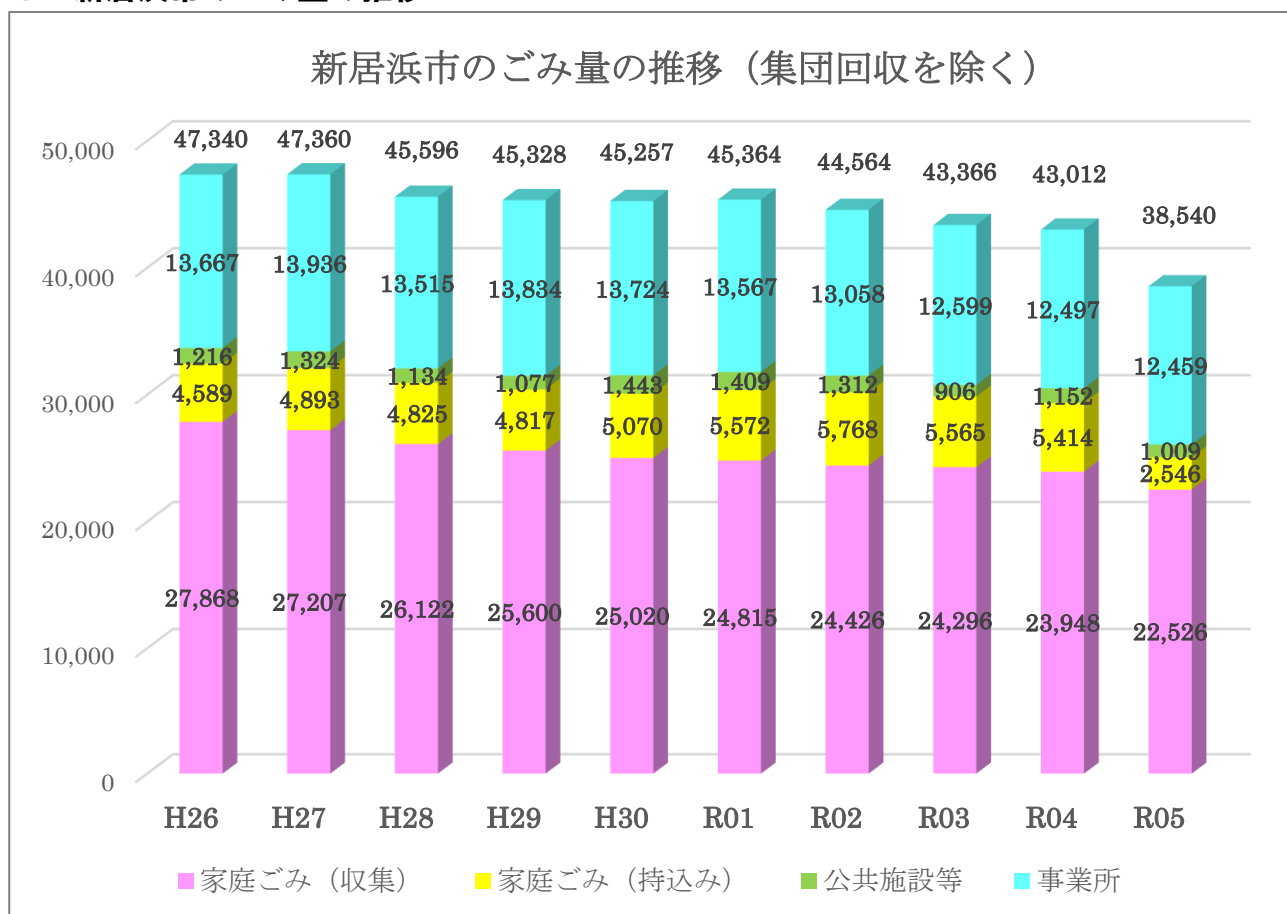
新居浜市のごみ事情

【概要版】

市民環境部
環境エネルギー局
廃棄物対策課

新居浜市のごみ事情

1 新居浜市のごみ量の推移



※数値は、各項目を四捨五入した数値を記載しています。

このグラフは市の施設で処理したごみ量の推移を表したものです。

令和5年度は家庭ごみ一部有料化の影響により持ち込みごみが減少したことで、**3万8千トン程度まで減少**しました（前年比で**約11%減少**）

令和5年度の内訳は、

収集家庭ごみ：22,526トン（58.4%）、持ち込み家庭ごみ：2,546トン（6.6%）、事業所・公共施設等：13,468トン（35.0%）となっています。

◎家庭ごみ一部有料化の対象であった家庭ごみの施設持ち込みごみは、有料化前の令和3年度比で

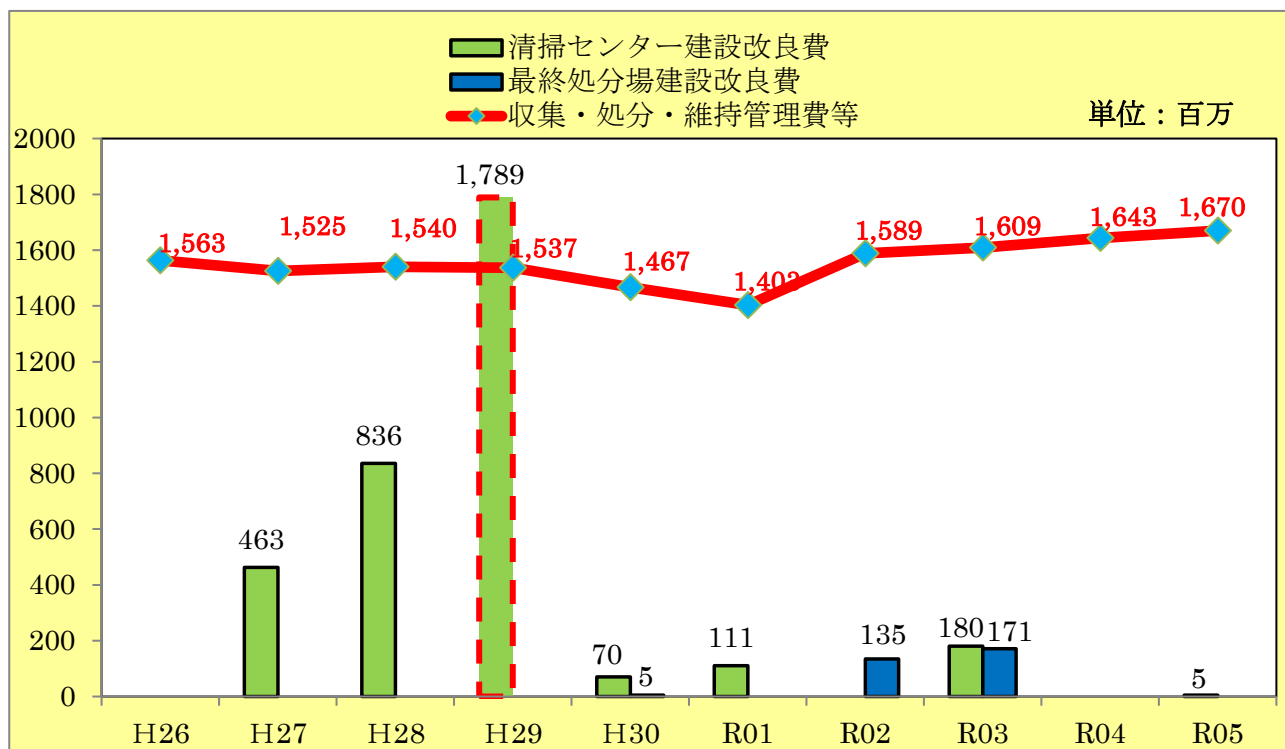
5,565トン（R3）→ 2,546トン（R5） と約55%減少

◎令和5年度の新居浜市のごみ量は令和3年度比で

43,366トン（R3）→ 38,540トン（R5） と約11%減少

新居浜市のごみ事情

2 ごみ処理経費の推移



このグラフは市の施設の建設費や、ごみ処理経費の推移を表したものです。

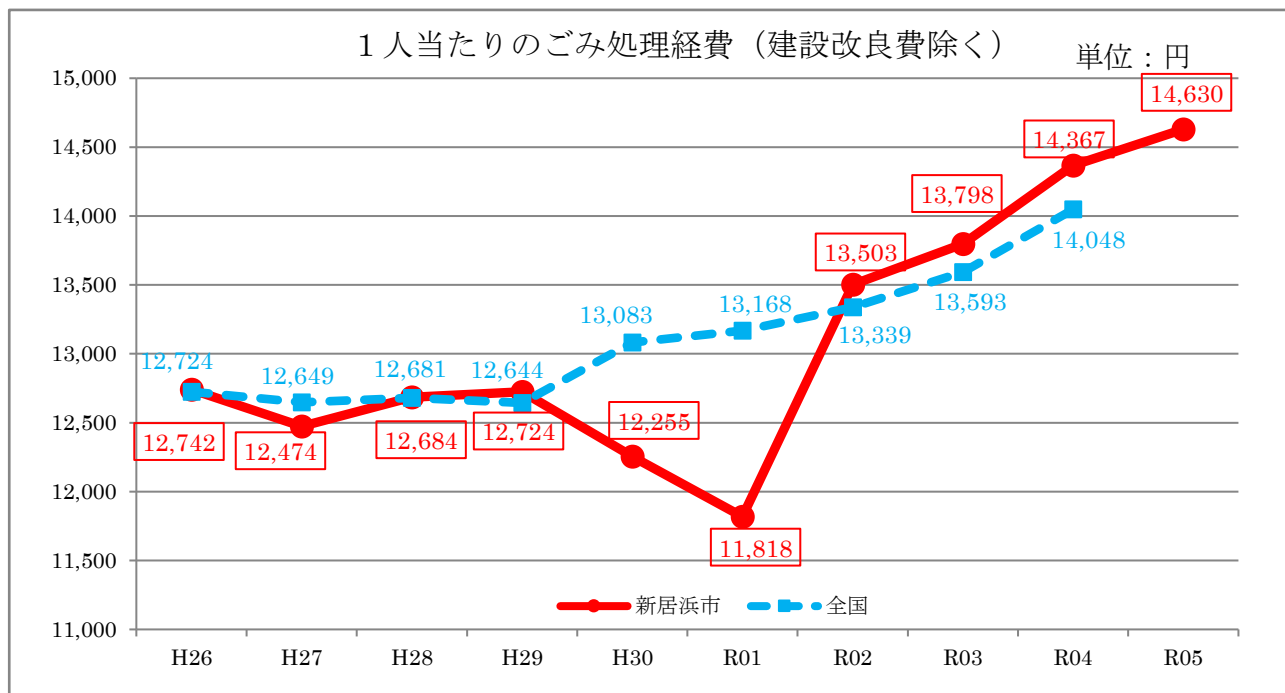
施設の建設費については、平成27年度から3か年継続事業として、基幹的設備改良工事を実施し、平成27年度は約4.6億円、平成28年度は8.4億円、平成29年度は17.9億円の支出がありました。

収集や処理に係る費用については、毎年14億～16億円程度が必要となっています。



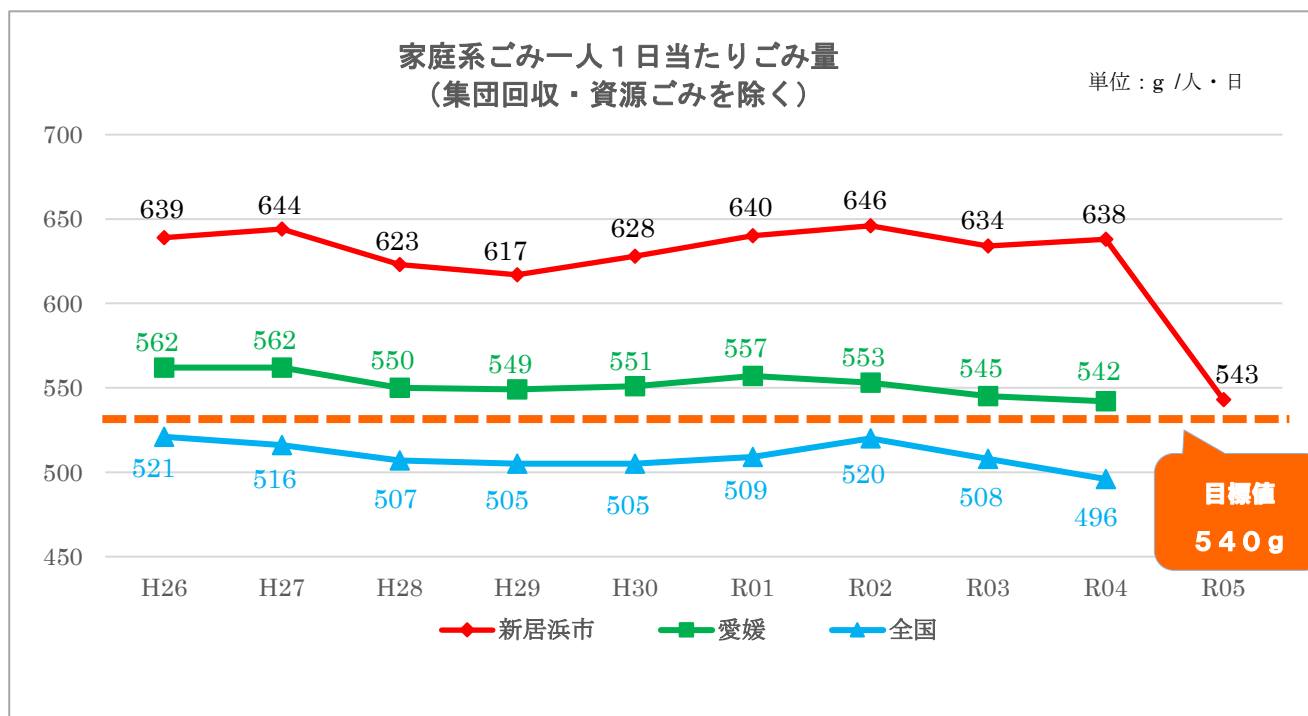
新居浜市のごみ事情

3 市民一人当たり年間処理経費の推移



このグラフは市民一人当たりの年間処理経費（施設建設費は含まない。）の推移を表したものです。令和元年より前の年は、年間1万2千円程度となっていました。人口減少や光熱水費・物価の高騰により、令和2年度以降増加傾向となっています。全国平均も同様な増加傾向にあります。

4 一人1日当たりごみの排出量の推移



市では、第六次長期総合計画の中でごみ減量目標を定め、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収・資源ごみを除く。）を令和12年度で540gとしています。令和5年度のごみ排出量は543gと目標値の達成に近づいています。しかし全国平均より50g多いため、ひとり一人のごみを減らす努力が必要です！！

5 ごみの減量・3R推進施策

ごみの減量・3Rの推進のため、以下の様な施策を行っています。

・資源ごみ集団回収推進事業

資源ごみ集団回収活動を行っている団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付
 令和5年度実績 登録団体：**161** 回収量：**943,057kg**

・生ごみ処理容器設置補助事業

コンポスト、密閉式処理容器、電気式生ごみ処理機購入への補助
 令和5年度補助実績 コンポスト：**40基** 水切り容器：**7基** 電気式生ごみ処理機：**23基**

・不用品伝言板の開設

家庭で出た不用品を、譲りたい方、探している方を繋ぐ情報登録制度
 令和5年度成立件数 **51件**

・衣類回収

市役所1Fロビーなどに衣類回収BOXを設置し、衣類のリユース・リサイクル
 令和5年度回収量 **21,090kg**



・廃食用油回収

市役所1Fロビーなどに回収BOXを設置し、バイオディーゼル燃料としてリサイクル
 (給食配送車がバイオディーゼル燃料を使用)
 令和5年度回収量 **1,707ℓ**

・生ごみたい肥化資材の販売

ダンボールコンポスト資材等を安価に販売
 令和5年度販売数 **392個**

・学生服リユース事業

不要となった学生服、体操服、カバンをライフサポートアゴラへ受け渡し、リユース

・株式会社ありがとうサービスとのリユース協定

株式会社ありがとうサービスとリユースの推進に関する協定を令和4年10月に締結。

リユース・リサイクルの促進



株式会社ありがとうサービスとの「リユース活動の推進と循環型社会の構築に向けた連携と協力に関する協定」締結 令和4年10月6日

協定に基づくリユース実証事業

不用品回収フェア開催(ワクリエ新居浜)



不燃系廃棄物のリユース(新居浜市清掃センター)



ARIGATO SERVICE



令和5年6月24日実施
 主催：ワークチームゆい
 回収実績
 古着：260kg
 食器：1,028kg
 靴・バッグ・ぬいぐるみなど：142kg
 おもちゃ：66kg
 雑貨：834kg **合計約2.3t**



令和5年8月10日 売買契約締結
 回収実績
 (23回収、2月28日時点)
 食器：13,436kg
 靴・バッグ・ぬいぐるみなど：14kg
 おもちゃ：66kg
 雑貨：1,046kg **合計約14.5t**

(株)ありがとうサービスによる買取により、この2事業だけで17tもの不要品がごみならず、リユースされています。

これらの不要品は、リユースショップを活用いただくことなどにより、直接・効率的にリユースができますので、皆さんもぜひ、捨てる前にリユースを心がけましょう！

・株式会社マーケットエンタープライズとのリユース協定

株式会社マーケットエンタープライズとリユースの推進に関する協定を令和5年9月に締結。今後、協働して次のような取組を推進。

- (1) リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関する事。
- (2) 循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた啓発に関する事。
- (3) 循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた協働推進に関する事。
- (4) その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関する事。

同社が運営するリユースプラットフォーム「おいくら」を用いて、不要品を捨てずに再利用する仕組みを構築。



令和5年度利用実績 依頼数 **52件** 依頼商品数 **151件**

※市HP経由のWEB依頼のみ計測（電話依頼は集計対象外）

令和6年3月末現在

・にいはま3Rネットワーク

市内で3Rに取り組んでいるリサイクルショップや事業者等の情報を市において登録・広報し、「見える化」をすることにより、市民・事業者が簡便・効率的にごみの減量化・再資源化に取り組むことができるつながりを「にいはま3Rネットワーク」と称し、令和4年10月に展開開始。

令和6年2月現在、スーパー・ホームセンター（24）、リサイクル事業者（7）、リユースショップ（5）、その他（2）が登録。

・にいはまプラスチック資源循環戦略、にいはま食品ロス削減推進計画

プラスチックごみ・食品ロスの削減に、市民・事業者・行政が一体となって取り組む指針として令和5年3月に策定。

・使用済ハブラシ回収

市役所1Fロビーに回収BOXを設置し、プラスチック製品にリサイクル

・剪定くずの無料受け入れ（(株)住共クリエイトサービスセンター）

家庭から出た剪定くずを、住共クリエイトサービスセンターが無料で受け入れているので、HPや問い合わせ時に、積極的に広報している。

【受入時間】8:30～16:00

詳細はこちら

【場所】住友共同電力（株）駐車場

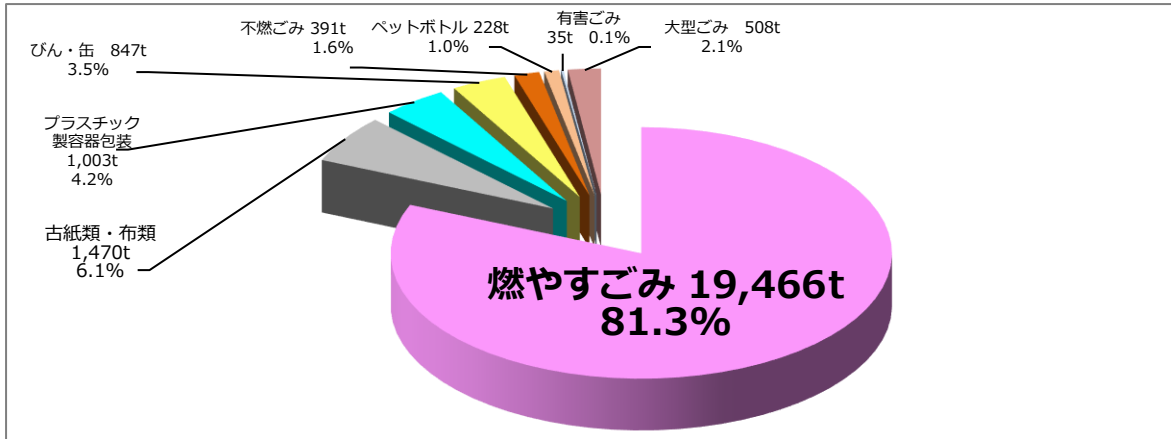


新居浜市のごみ事情

6 燃やすごみの減量に向けて

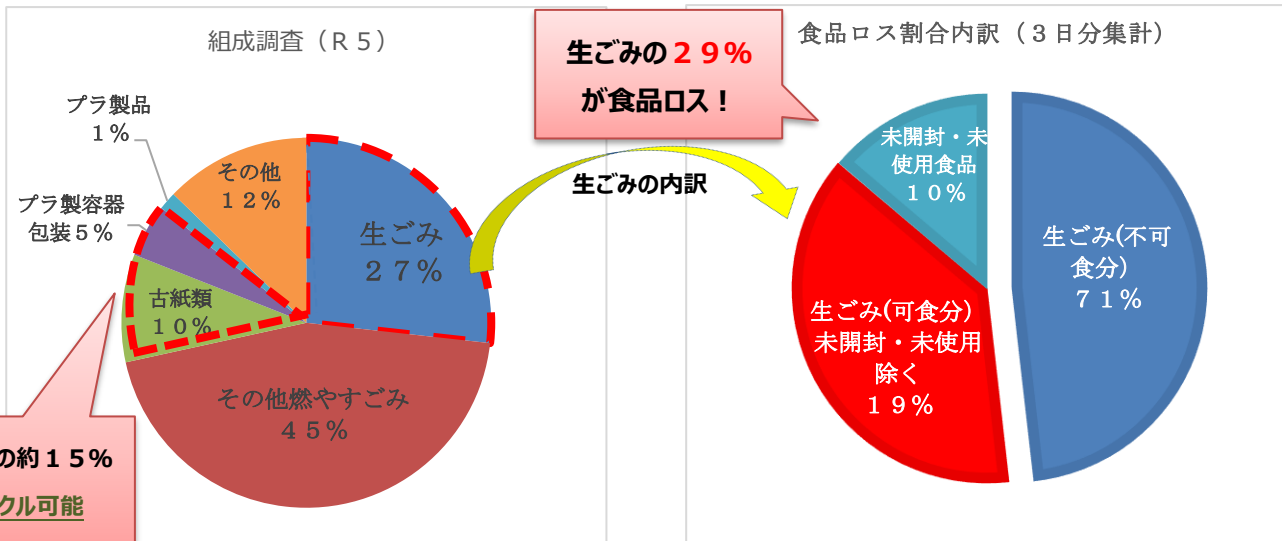
家庭ごみの定期収集に占める燃やすごみの量は次のグラフのとおり8割以上を占めています。この燃やすごみの減量を図るため、燃やすごみとして排出されるごみの組成を把握することを目的とし、市では定期的に、特定のごみステーションに排出された燃やすごみの調査を行っています。

令和4年度 家庭ごみ収集分ごみ量の内訳



燃やすごみの内訳 (R5.11月組成調査・重量比)

生ごみの内訳 (重量比)



燃やすごみの中に、資源化できる牛乳パック、菓子類の箱、チラシなどの古紙類が10%、食品の袋などのプラスチック製容器包装が5%、その他プラスチック製品が1%混入していました。

また、生ごみの中にも可食分(まだ食べることができる状態で捨てられた食材)が19%、未開封・未使用のまま捨てられた食品が10%もありました。

きちんと分別し、食品ロスの削減や生ごみのたい肥化を実践することができれば、現在の量から燃やすごみは約23%、減らすことができます。



7 不法投棄について

(1) 不法投棄等の現状

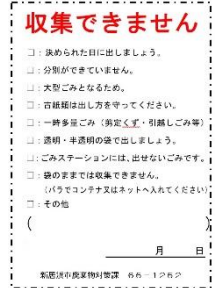
家庭から出るごみや、事業活動などによって排出される産業廃棄物を、ルールを守らずにごみステーションに不適正な排出をしたり、山林や河川、道路、公園、空き地等に不法投棄をしたりするケースが後を絶ちません。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併科（法人の場合は3億円以下の罰金）**に処されることとなります。



(2) 不法投棄への対応

○ごみステーションにおける不適正排出

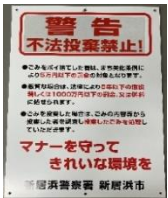
市内には約4,000ヵ所のごみステーションがありますが、未分別の状態でお出されたごみや、指定の日以外に排出されたごみについては、警告ステッカーを貼って持ち帰り等の指導を行ったりしています。また悪質なケースの場合、**投棄者が特定できれば適正に排出していただくよう個別指導を行っていますが、最終的に回収されない場合はパトロール車による撤去・処分をしています。**



○道路や河川、道路等の公共の場への不法投棄



不法投棄の多い高速道路周辺、山間部、海岸については廃棄物対策課のごみパトロール車でパトロール、調査、回収を行っており、不法投棄されそうな場所については、**不法投棄監視カメラや警告看板を設置し、投棄の未然防止を図っています。**また、平成14年4月1日施行の「きれいなまち新居浜をみんなでつくる条例」（通称「まち美化条例」）に基づき、環境美化推進員を委嘱しており、推進員を中心に各地域でパトロールや清掃作業、定期収集時のごみ分別指導などの活動を行っており、各自治会の中にも同様の活動を行っている所があります。



(3) パトロールの体制

廃棄物対策課でのごみパトロール車によるパトロールを実施しています。パトロール車は、2トンドンプ（深型）2台でパトロール等を行っています。

令和5年度実績（不法投棄回収分のみ）

- ・撤去件数 **72** 件
- ・撤去数量 ○一般ごみ **94** 袋分 ○家電4品目 **13** 台 ○放置自転車 **20** 台
○大型ごみ類 **120** 個 ○処理困難物 **16** 個

